

連結基礎概念と連結会計基準の改訂



経営戦略研究科教授(会計専門職専攻) 山地 範明

1. 連結基礎概念をめぐる諸説

連結基礎概念とは、誰のために連結財務諸表を作成するべきかという問題を考えるにあたっての基礎的な考え方(概念)である。連結基礎概念には以下に述べる経済的単一体説、親会社説および比例連結説の3つがある。

(1) 経済的単一体説(economic unit concept)

経済的単一体説は、連結財務諸表は親会社株主のみならず企業集団を構成する親会社および子会社のすべての株主のために作成されるべきであるという考え方である。連結財務諸表は、企業集団の財務諸表であり、親会社株主と少数株主は区別されず、親会社株主と少数株主はともに企業集団の株主とみなされる。

(2) 親会社説(parent company concept)

親会社説は、連結財務諸表は親会社株主のために作成されるべきであるという考え方である。連結財務諸表は、親会社の個別財務諸表と同様のもものとみなされる。これは連結会計実務を反映した考え方であり、わが国の連結財務諸表原則は、親会社説によることとしている。

(3) 比例連結説(proportionate consolidation concept)

比例連結説は、親会社説と同様に連結財務諸表は親会社株主のために作成されるべきであるという考え方であるが、親会社説よりもさらに親会社持分が重視される。したがって、連結財務諸表は親会社の比例的持分だけが連結されるので、全部連結と区別するため、比例連結(部分連結)と呼ばれている。

2. 連結基礎概念と会計処理

どの連結基礎概念に立脚するかにより、連結財務諸表について理論上導き出される会計処理に差異が生じる。ここでは、(1)連結範囲の決定、(2)少数株主持分(非支配持分とも呼ばれる)・少数株主利益の表示、(3)未実現損益の消去、(4)子会社の資産・負債の評価とのれんの処理、(5)支配獲得後の持分の変動とのかかわりで、経済的単一体説と親会社説に基づく会計処理を比較することとする。

(1) 連結範囲の決定

経済的単一体説では、親会社が他の企業を支配する能力を有していることが連結の条件であり、支配力基準により連結の範囲が決定される。これに対して、親会社説では、親会社が

他の企業の議決権の過半数を有していることが連結の条件であり、持株基準により連結の範囲が決定される。

(2) 少数株主持分・少数株主利益の表示

経済的単一体説によれば、少数株主持分は連結貸借対照表において資本（株主持分）の一部として表示され、少数株主持分に帰属する利益（少数株主利益）は連結損益計算書において純利益の内訳項目として表示される（下記図表1のA方式）か、または少数株主利益を含む純利益を表示後に控除項目として表示される（下記図表1のB方式）。ただし、経済的単一体説における多数説はA方式である。一方、親会社説によれば、少数株主持分は連結貸借対照表において資本（株主持分）以外（負債と資本（株主持分）の中間または負債）として表示され、少数株主利益は連結損益計算書において純利益を算定する前に控除され、親会社に帰属する純利益が最終的に表示される。

図表1 連結損益計算書における少数株主利益の表示

	経済的単一体説		親会社説
	A方式	B方式	
：	：	：	：
少数株主利益控除前利益			×××
少数株主利益			×××
純利益	<u>×××</u>	×××	<u>×××</u>
少数株主利益	×××	<u>×××</u>	
親会社帰属利益	×××	<u>×××</u>	

(出所：FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures* (September 10, 1991), p. 164から抜粋)

(3) 未実現損益の消去

経済的単一体説では、会社間取引による損益は、外部の事業体との取引により実現するまでは未実現とみなされる。そこで、親会社が子会社に販売する（**ダウン・ストリーム**）の場合には未実現損益は全額消去され、その全額を親会社が負担する（全額消去・親会社負担方式）。また、子会社が親会社に販売する（**アップ・ストリーム**）の場合には、未実現損益は全額消去され、子会社に対する持分比率に応じて親会社と少数株主がそれぞれ消去分を負担する（全額消去・持分比率負担方式）。

これに対して、親会社説では、アップ・ストリームとダウンストームのいずれの場合も、未実現損益のうち親会社の持分比率に相当する金額だけを消去し、少数株主持分に帰属する損益は親会社から少数株主への販売で実現したものとして認識する。

(4) 子会社の資産・負債の評価とのれんの処理

経済的単一体説では、子会社の資産および負債のすべてを支配獲得日の公正価値で評価し、

親会社の投資と子会社の資本（株主持分）との差額をのれんとして認識する。この場合、親会社持分のみならず少数株主持分に見合うのれんも計上する**全部のれん方式**と親会社持分に見合うのれんのみを計上する**買入れのれん方式**（**購入のれん方式**とも呼ばれ、わが国の全面時価評価法に相当する）とがある。また、親会社説によれば、株式取得日ごとに子会社の資産および負債のうち親会社持分に相当する金額だけを公正価値で評価し、親会社の投資と子会社の資本（株主持分）との差額をのれんとして認識する（わが国の部分時価評価法に相当する）。

(5) 支配獲得後の持分の変動

経済的単一体説では、子会社に対する親会社持分の一部売却・追加取得は資本取引とみなされ、損益は認識されない。これに対して、親会社説によれば、子会社に対する親会社持分の一部売却・追加取得は損益取引とみなされ、損益が認識される。

図表2は、経済的単一体説と親会社説に基づく会計処理をまとめたものである。

図表2 経済的単一体説と親会社説に基づく会計処理

	経済的単一体説	親会社説
連結範囲の決定	支配力基準	持株基準（過半数）
少数株主持分の表示 少数株主利益の表示	資本（株主持分） 純利益の内訳項目	資本（株主持分）以外 純利益の控除項目
未実現損益の消去	ダウン・ストリーム： 全額消去・親会社負担方式 アップ・ストリーム： 全額消去・持分比率負担方式	親会社持分相当額消去方式
子会社の資産・負債の 評価とのれんの処理	全部のれん方式 買入れのれん方式 (全面時価評価法)	部分時価評価法
支配獲得後の持分の 変動	資本取引とみなされ、損益は認識 されない。	損益取引とみなされ、損益は 認識される。

3. わが国における連結会計基準の改訂

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトとして掲げた企業結合に関する会計処理の検討において、2008年12月26日に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」を公表した。企業会計基準第22号は、1997年連結財務諸表原則と同様に、基本的には親会社説による考え方を踏襲している（第51項）。企業会計

基準第22号における会計処理を連結基礎概念との関係でまとめると、以下のとおりである。

(1) 連結の範囲

支配力基準を導入し、他の会社（会社に準ずる事業体を含む。）の意思決定機関を支配しているかどうかという観点から、連結の範囲が決定されることになる（第54項）。これは、経済的単一体説による会計処理である。

(2) 少数株主持分・少数株主利益の表示

少数株主持分は、親会社に帰属するものではないので、連結貸借対照表の純資産の部に株主資本とは区分して記載される。これは、親会社説に基づく会計処理である。少数株主損益は、連結損益計算書において損失または利益として表示され、当期純利益は親会社株主に帰属する利益の額として計算される。これは、上述した親会社説による会計処理である。

(3) 未実現損益の消去

売手側の子会社に少数株主が存在する（アップ・ストリーム）の場合には、未実現損益は、親会社と少数株主の持分比率に応じて、親会社の持分と少数株主持分に配分するものとする（第38項）。これは、経済的単一体説による会計処理である。

(4) 子会社の資産・負債の評価とのれんの処理

資本連結に先立って行われる子会社の資産および負債の評価について、支配獲得日において、子会社の資産および負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価する（第20項）とし、親会社説による考え方と整合的な部分時価評価法を削除している（第50項）。一方、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」において、全部のれん方式は採用されない（第98号）、わが国では買入のれん方式（全面時価評価法）が採用されることになる。これは、経済的単一体説による考え方である。

(5) 支配獲得後の持分の変動

子会社株式を一部売却した場合（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る。）には、売却した株式に対応する持分を親会社の持分から減額し、少数株主持分を増額する。売却による親会社の持分の減少額（売却持分）と投資の減少額との間に生じた差額は、子会社株式の売却損益の修正として処理する（第29項）。これは、親会社説による会計処理である。

わが国の連結会計基準は基本的には親会社説による考え方を踏襲しているとされるが、必ずしもすべての連結会計基準が親会社説によっているわけではなく、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」においても経済的単一体説と親会社説による会計処理が混在しており、論理的には一貫していない。論理的整合性と会計基準の国際的統合（コンバージェンス）を考慮すれば、わが国の連結会計基準は、経済的単一体説に基づいて設定されるべきであろう。